

平成19年6月18日
健康福祉事業本部
児童青少年部計画調整担当課

区立保育園の運営業務委託検証結果報告書(概要)

I 検証の結果

1 実績・効果

(1) 仕様書の委託条件の達成状況

① 職員配置

引継ぎ期間の職員配置については、事業者職員の退職や引継ぎのための勤務日数の確保の困難などが要因となり、引継ぎが不十分な状態になっていった。これは、事業者決定から準備委託までの期間および準備委託期間自体が短期間であったことに起因していると考えられる。

○ 光八については、引継ぎ計画書に定められた職員配置に基づき予定通りの配置は出来たが、本委託開始後の12月～3月末で8人が退職、18年4月以降も7人が退職しており、恒常的に職員を補充していかなければならなかった。

○ 向山・つつじについては、採用が進まず職員の確保に苦慮した。また確保できた職員についても、引継ぎ期間中は前職場での勤務があるなど、通常の開所時間に委託園での引継ぎが困難な状態になっていた。

また当該園にて朝・夕方を主に担う非常勤職員の継続雇用は、向山は2人、光八、つつじは0人であった。

(2) 運営費の縮減額

	直営運営経費 (1)	*委託経費 (2)	縮減額 (1)-(2)	参考数値		直営時のサービス	
				定員	職員数	0歳児	延長
光八	2億7,400万円	2億2,500万円	4,900万円	125	30	100日	1時間
向山	2億5,600万円	2億1,600万円	4,000万円	124	27	8か月	1時間
つつじ	2億5,400万円	2億300万円	5,100万円	114	27	産休明け	未実施

(直営時と同内容の保育サービスを実施した場合の委託経費を比較した場合の縮減額。)

なお17年度経費として、準備委託経費3園計約6,000万円および光八フォロー職員人件費(17年12月～18年3月)約6,900万円の、合計1億2,900万円の経費増があった。

2 改善すべき項目および今後の課題

(1) 保護者説明会等の実施

今後は情報の共有化を図るためにも、委託園発表後に全体説明会を実施していくのが望ましい。

(2) 優良な委託先事業者の確保

今後さらに他自治体においても委託化が進行していく中では、実績のある事業者は各自治体とも重複する可能性が大きい。委託園の発表および事業者募集を広く効果的に行う必要がある。

(3) 事業者選定

区が定めた指定管理者選定の指針を準用し、有識者2名と区職員で構成する選定委員会にて事業者の決定をする。

(4) 受託事業者が優秀な人材を確保できるような工夫

現委託の経緯を鑑みると、優れた人材を年度途中から雇用するのは困難であり、引継ぎ期間を充実させるためにも、人材の確保のための方法（準備委託期間や委託経費の十分な確保など）の構築が必要である。

また受託事業者が、当該委託園に勤務している非常勤職員や臨時職員の継続雇用を図り、地域人材の有効活用を図っていくことが必要と考える。

(5) 引継ぎ期間

引継ぎ期間において、全員で保育にあたる共同保育期間については、その目的・方法・期間などの役割を明確にし、移行時の混乱の緩和を図っていく。

方向として引継ぎ期間全体は長く、共同保育期間は委託前の1～3か月程度を想定する。

(6) 引継ぎ内容の整理

保育水準の維持・保育の継承を実現するための、引継ぎの内容・方法が、実質、各保育園対応となってしまった。引継ぎ内容・方法を確立するために区職員は疲労し、受託する事業者職員も受け止めるために苦勞するという悪循環がみられた。今後は保育水準や継承する目的など、区立保育園共通の基本形の確立が必要と考える。

(7) フォロー期間

巡回ではなく、一定期間、日々の保育にフォロー職員が入る方法は、当該期間中の区職員・事業者職員ともに負担が大きかった。今後は、巡回による相談・助言を通してのフォローが望ましい。

(8) 保育園と所管課との連携体制の確立

(9) 転園希望に対する入所事務の扱い

19年度より調整指数として(+1)を加えるように改めた。

(10) 第三者評価の受審

第三者評価を活用し保育サービスの充実を図っていくためにも、委託初年度より受審することが望ましい。